

## 東京都における令和5年度行政機関等匿名加工情報の提案募集について（概要）

### 1 個人情報ファイル簿について（令和6年1月現在）

約 800 ファイル中約 300 ファイルが提案募集対象

例）都民向け研修受講者名簿（医療・介護等）、農薬販売管理システム、消防団管理システム、救急活動記録、拾得物・遺失物ファイル、奨学金・就学支援金名簿、健康管理ファイル等

### 2 行政機関等匿名加工情報の提案

#### （1）提案募集期間

令和6年2月～（1か月程度）

#### （2）提案者の要件

##### ①法定事項 次の者を除く

- ・未成年者・心身故障・破産手続後復権を得ない者・禁固刑以上等で執行後2年を経過しない者等
- ・（法人その他の団体の場合）役員に上記要件に該当する者がいる法人その他の団体

##### ②独自事項 次の取組を実施

- ・法人その他の団体の場合はその役員名簿等の提出を求める（上記①の実質化）
- ・東京都暴力団排除条例に抵触しないことを確認する取組（暴力団等排除取組）

#### （3）提案の審査の基準（※以下下線部が独自事項）

- ①提案者が、法113条各号の欠格事由に該当しないこと（上記（2）法定事項）
- ②提案された行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であること等
- ③提案された加工方法が、規則第62条各号の基準（復元できないようにする措置等）に適合すること。  
ただし、同条第5号の基準として「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(5)の例に倣う措置を講じること。  
（匿名化された個人を再識別することが何人にとっても不可能となるような措置）
- ④提案された事業が、主に東京の新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは都民ひいては国民の豊かな生活の実現に資するものであること。
- ⑤提案された利用期間が、事業の目的内容並びに利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥提案された利用方法や漏えい防止等措置が、本人の権利利益を保護するために適切なものであること。  
ただし、東京都が提供することとなる行政機関等匿名加工情報の利用の過程において、以下の者による関与を一切排除する措置を含むこと。
  - ・東京都暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員密接関係者
  - ・東京都の暴力団排除対策及び準暴力団等への対処の連携に関する協定書（令和5年11月15日）に定める準暴力団等（いわゆる匿名・流動型犯罪グループ）
- ⑦提案された作成方法等が、東京都の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

### 3 提案募集後の取組（独自事項）

#### （1）事業者名等の公表

契約締結に至った場合、その提案者の名称及び提案書の内容等を公表（データガバナンス強化）

※契約に際し、令和5年12月に改正された個人情報保護法ガイドライン等の趣旨も踏まえ、匿名加工情報の利用にあたっては外国にある第三者への提供が見込まれる場合、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）の趣旨をその条件に反映

#### （2）作成済みの匿名加工情報に関する効果的な周知

作成済みの行政機関等匿名加工情報を他の企業等に活用していただくため、利用条件等をデジタルサービス局が運営するウェブサイトに掲載するなど、効果的な周知を実施（更なるデータ利活用強化）

### 4 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和6年2月～ 提案募集
- ・ 令和6年3月頃 提案締切・審査開始
- ・ 令和6年度頭 審査の基準適合提案者に対し、適合結果を通知等  
⇒ 通知を受けた基準適合提案者から手数料納付を受けた場合、契約締結手続着手（事業者名及び提案内容等を公表等）
- ・ 令和6年度中 提案内容によって、加工作業を外部委託するための加工事業者選定・作成委託  
⇒ 契約締結者に行政機関等匿名加工情報を提供